

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた周知活動

荷主企業・荷主団体に対する適正取引の周知文等を送付

【中央】

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会、全日本トラック協会の連名により、荷主企業、荷主団体に対して、「**適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い**」を发出（平成30年6月）

（送付先）合計：1,006箇所うち団体427箇所、個社579社

◆農林水産省関係：385箇所

うち団体：全国農業協同組合中央会、日本加工食品卸協会等を含む293箇所、個社：丸紅株式会社、伊藤忠食糧株式会社等を含む92社

◆経済産業省関係：621箇所

うち団体：日本スーパーマーケット協会、日本製紙連合会等含む134箇所、個社：各自動車メーカー、三菱重工業株式会社等を含む487箇所

【地方】

○中央と同様に、各地方においても、労働局、地方運輸支局、各県トラック協会の連名により、適正取引の推進に関する周知文書を関係団体あて送付

○山口県においても、山口労働局、山口運輸支局、山口県トラック協会の連名による周知文を、経営者協会、商工会連合会、商工会議所連合会、労働基準協会等へ発送。

送付内容

- 「適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い」
- 標準貨物自動車運送約款等の改正概要
- 新たな荷主勧告制度の概要
- 運送委託者の方へのお知らせ
- 貨物の適切な積載にご理解とご協力を

平成30年 月 日

荷主関係団体 各位

国土交通省中国運輸局山口運輸支局
厚生労働省山口労働局
一般社団法人山口県トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年8月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年11月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問合せ先 >

○山口運輸支局輸送・監査担当	TEL : 083-922-5336
○山口労働局労働基準部監督課	TEL : 083-995-0370
○一般社団法人山口県トラック協会	TEL : 083-922-0978

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。



※平成26年1月の改正により運賃・料金とは別に、燃料サーチャージと有料道路利用料を収受することが明確化されました。

② 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。



③ 付帯業務の内容をより明確化しました

付帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する付帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主が行うべきこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-802-6773

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

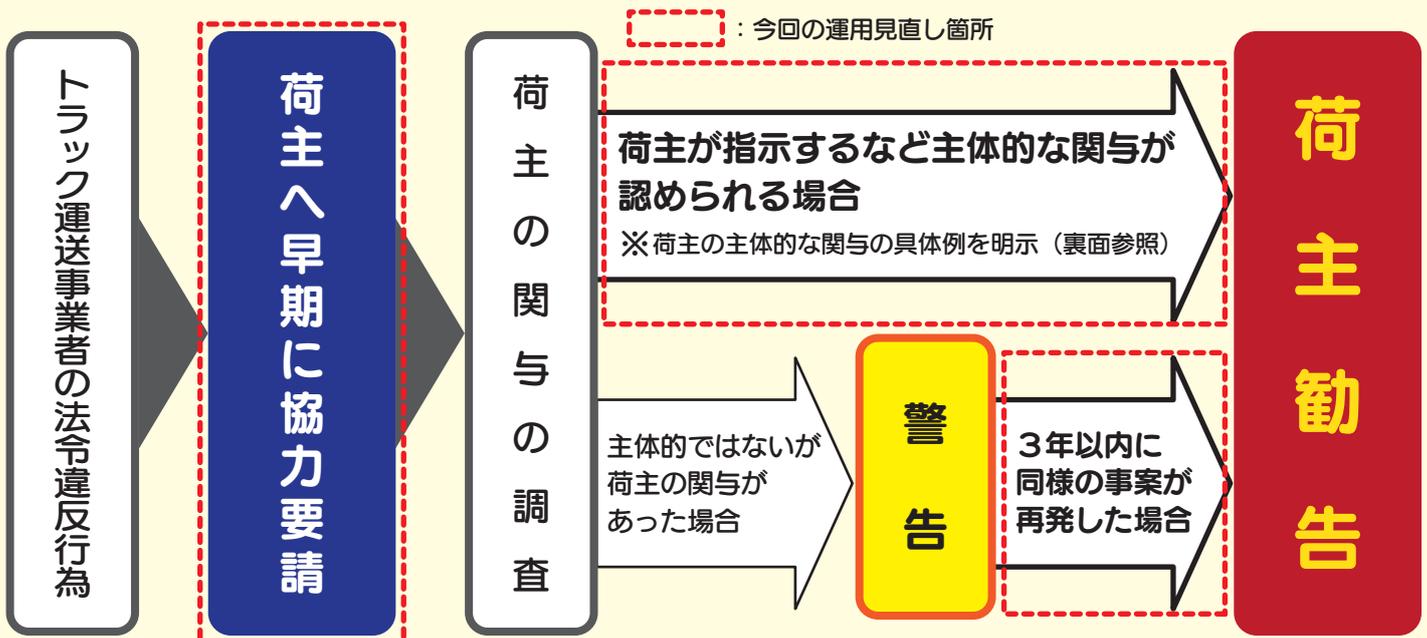
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



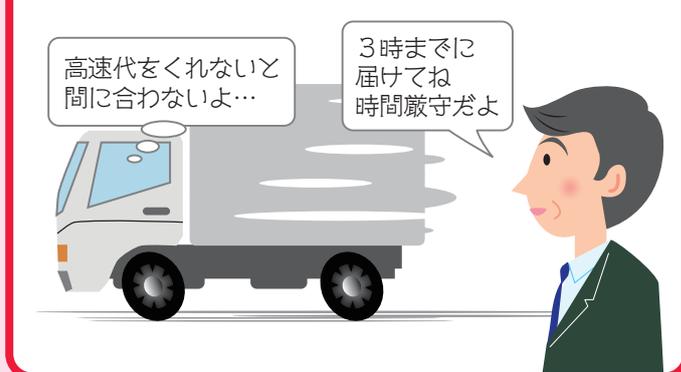
荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

一方的に**低い運賃・料金**で 運送委託等を行っていませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。



附帯業務に対して料金を支払っていますか？

附帯業務はさせられるのに、お金もらえないんだよな…



附帯業務の例

横持ち

積み下ろし場所から貨物を移動させる。

ラベル貼り

貨物に値札等のラベルを貼る。

仕分け

運送終了後の貨物を方面別等に分ける。

棚入れ

倉庫内の棚に貨物を入れる。



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。



有料道路の利用料金を負担していますか？

荷物の引渡しが遅くなったけど、今からでも絶対に間に合わせてね!!

そうやっていつも高速代払ってくれないんだよな...

高速使わないと間に合わないけど...



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担者を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。



契約の内容を書面化

できていますか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、運送日時、附带業務の内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化しています。
- 運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下請法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 附带作業を含む業務内容・運賃等の重要事項が口約束となっていないですか。
- 契約書を保存していますか。

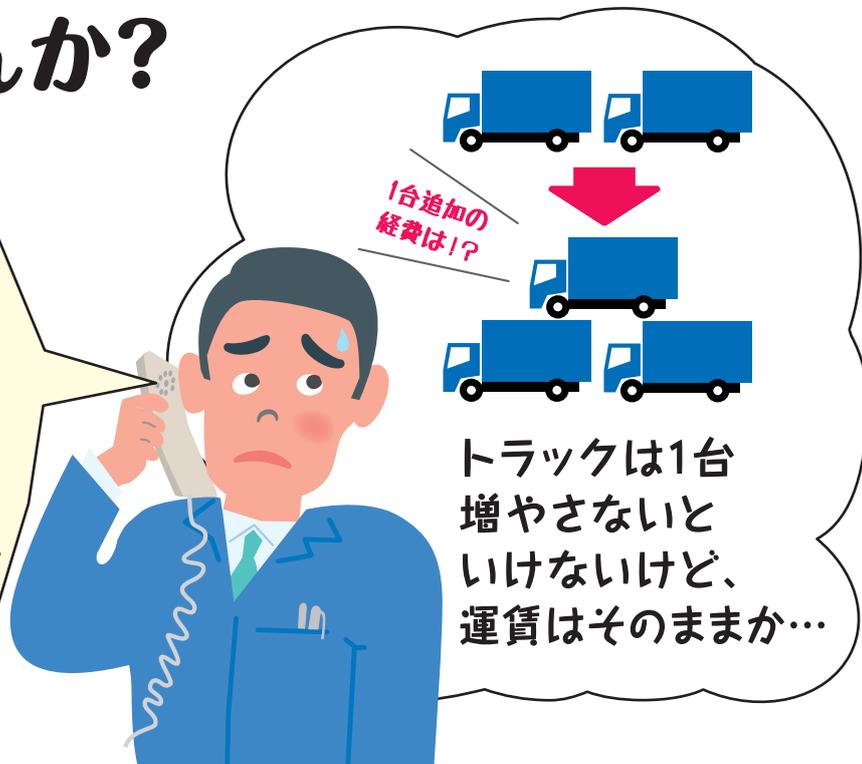


こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。



追加運賃・料金の負担を 拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 当初依頼した条件を超えた荷物量の費用負担を拒んでいませんか。
- 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じるにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

労働時間を守れない運送を強要していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主勧告(*)の対象となるおそれがあります。

(*) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。



荷待ち時間への対策を 放置していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(*)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(*) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
【例】 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。



国土交通省 適正取引相談窓口 一覧

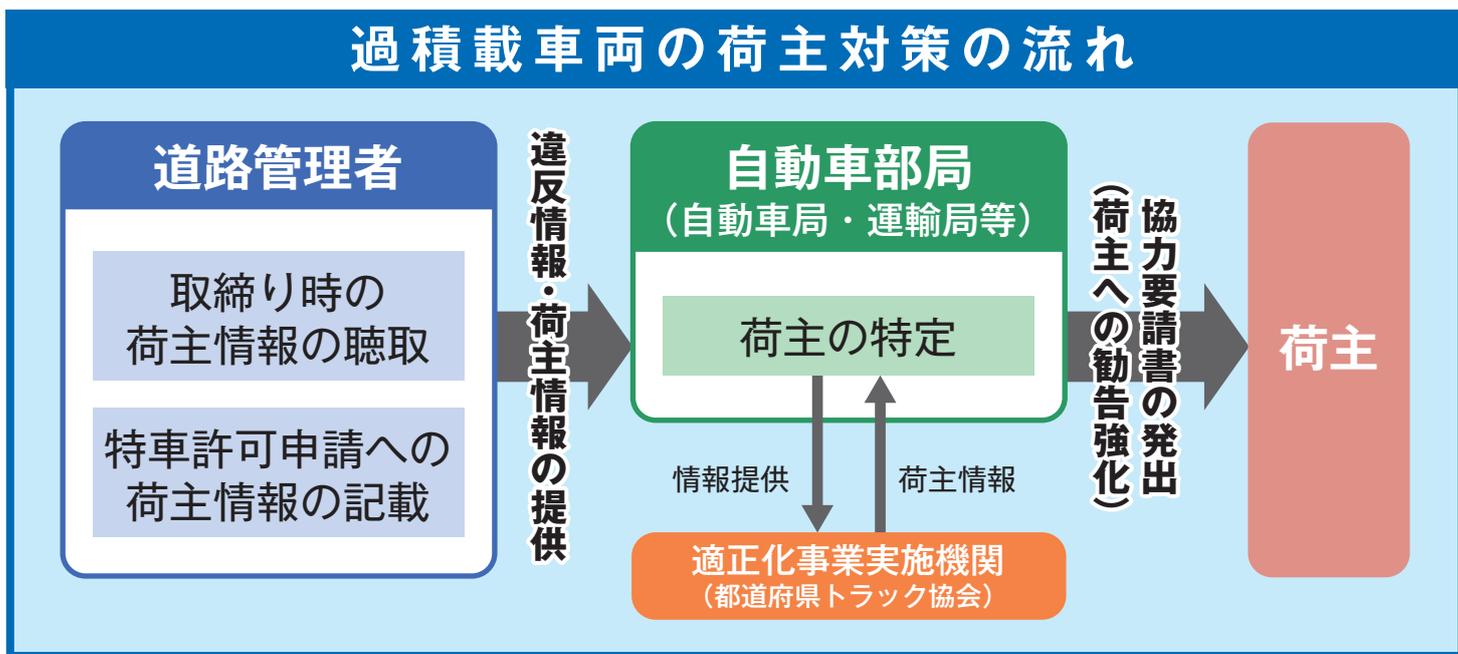
担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	
自動車局	貨物課		03-5253-8575	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447	
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733	
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765	
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151	
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253	
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138	
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課	082-228-3438	
北海道運輸局	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167		
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120		
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515	島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311		
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343	岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122		
	東北運輸局	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155	山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336	
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	自動車交通部	貨物課	087-802-6773		
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712	香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357		
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813	四国運輸局	徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811	
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248	愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563		
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311		
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6801	自動車交通部	貨物課	092-472-2528		
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191		
	関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271	
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7335	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747		
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5244	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155		
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011	大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107		
関東運輸局	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952		
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192		
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	運輸部	陸上交通課	098-866-1836		
	北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	陸運事務所	098-877-5140		
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-291-7853					
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893					
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037					
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312					
中部運輸局	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191					
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714					
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411					
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602					

荷主の皆様へ…

貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

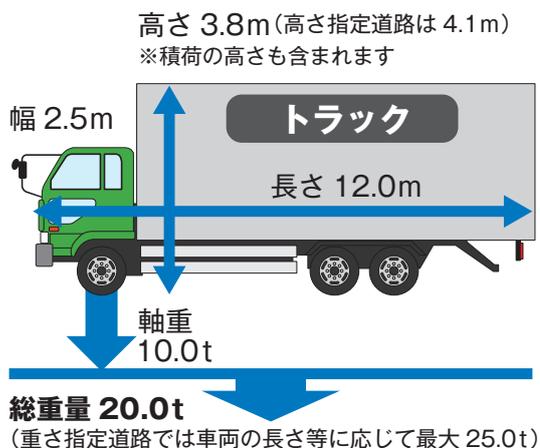
車両総重量、軸重等の一般的制限値を超える違反状態で車両を運行することについて、**荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められる場合、「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。**

過積載車両の荷主対策の流れ

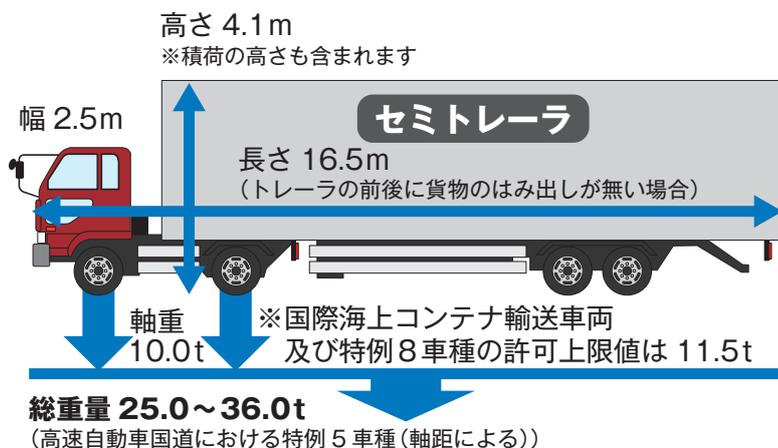


道路法(車両制限令)では、道路構造の保全、交通の危険防止のため、通行する車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値)が定められています。

一般的制限値



高速自動車国道における連結車の例



違反は未然に防ぐことができます。

荷主の皆様も、貨物の適切な積載にご理解とご協力をお願いします!

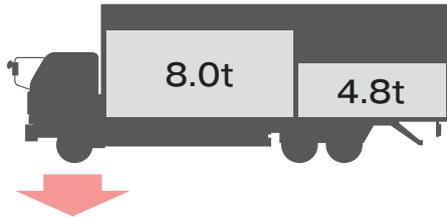
参考 1 貨物を偏って積載した場合には軸重超過になる恐れも…

全日本トラック協会では国土交通省の協力を得て、積荷の偏りによる軸重への影響を確認する実験を行いました。

その結果、走行時の軸重は、貨物を荷台の前方に偏って積載した場合に、大型トラックでは3軸ある内の一番前方の軸 (=1 軸)、セミトレーラでは 4 軸ある内の前から二番目の軸 (=2 軸、トラクタ駆動軸) が最も大きな値を示しました。どちらも均等に積載した場合よりも大きな値となり、**貨物を偏って積載した場合には、軸重超過になる危険性がある**ことが分かりました。

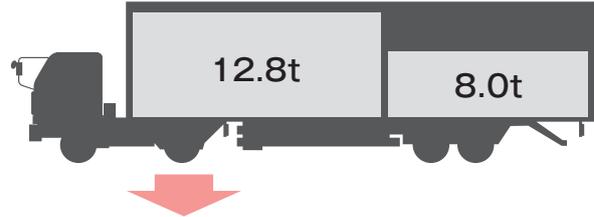
【実験結果】.....

大型トラック



均等積載時に平均7.0tだった軸重が **平均9.8t** に

セミトレーラ



均等積載時に平均9.8tだった軸重が **平均11.6t** に

荷主企業・トラック運送事業者とも

- 貨物の積載時に偏った積載にならないように十分留意しましょう。
- 重量、高さ、長さ、幅が超過しないよう、適切な積載へのご理解とご協力をお願いいたします。

参考 2 車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成 29 年 4 月 1 日から、高速道路 6 会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

- ① 軽微な重量超過等 (指導警告) に対する違反点数の付与
- ② 軸重超過に対する違反点数の設定
- ③ 違反点数の累積期間を 2 年間に拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、高速道路料金の割引停止や ETC コーポレートカードの利用停止の事態に

トラック運送事業の経営や円滑な物流への影響が懸念されます